

平成23年2月

滋賀県議会定例会議案

(その1)

目 次

議第 1 号	平成23年度滋賀県一般会計予算.....	頁 1
議第 2 号	平成23年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計予算.....	23
議第 3 号	平成23年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算.....	25
議第 4 号	平成23年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算.....	28
議第 5 号	平成23年度滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計予算.....	30
議第 6 号	平成23年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算.....	33
議第 7 号	平成23年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算.....	35
議第 8 号	平成23年度滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算.....	37
議第 9 号	平成23年度滋賀県公債管理特別会計予算.....	39
議第 10 号	平成23年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算.....	42
議第 11 号	平成23年度滋賀県土地取得事業特別会計予算.....	47
議第 12 号	平成23年度滋賀県用品調達事業特別会計予算.....	50
議第 13 号	平成23年度滋賀県収入証紙特別会計予算.....	52
議第 14 号	平成23年度滋賀県公営競技事業特別会計予算.....	54
議第 15 号	平成23年度滋賀県病院事業会計予算.....	57
議第 16 号	平成23年度滋賀県工業用水道事業会計予算.....	61
議第 17 号	平成23年度滋賀県水道用水供給事業会計予算.....	64
議第 18 号	平成23年度から平成26年度までにおける知事等の給与の特例に関する 条例案.....	69
議第 19 号	平成23年度における職員の給与の特例に関する条例案.....	71
議第 20 号	滋賀県文化振興基金条例案.....	75
議第 21 号	滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例案.....	77
議第 22 号	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例案.....	78
議第 23 号	滋賀県暴力団排除条例案.....	91
議第 24 号	滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例案.....	100
議第 25 号	滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案.....	101
議第 26 号	滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案.....	102
議第 27 号	滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案.....	103
議第 28 号	滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例案.....	105
議第 29 号	滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案.....	106
議第 30 号	滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例案.....	107

議第 31 号	滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案	108
議第 32 号	滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例の一部を 改正する条例案	109
議第 33 号	滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条 例案	110
議第 34 号	滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	111
議第 35 号	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する 条例案	113
議第 36 号	滋賀県自転車競技条例を廃止する条例案	119
議第 37 号	滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正 する条例案	120
議第 38 号	滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改 正する条例案	121
議第 39 号	滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案	122
議第 40 号	契約の変更につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道湖南 中部浄化センター建設工事）	123
議第 41 号	契約の変更につき議決を求めることについて（国道 365 号補助道路改 築工事）	124
議第 42 号	財産の出資につき議決を求めることについて	125
議第 43 号	権利放棄につき議決を求めることについて	126
議第 44 号	権利放棄につき議決を求めることについて	127
議第 45 号	琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について関係市 町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて	128
議第 46 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立栗東体 育館）	129
議第 47 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立虎御前 山教育キャンプ場）	130
議第 48 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立比良山 岳センター）	131
議第 49 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立ライフ ル射撃場）	132
議第 50 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立伊吹運 動場）	133
議第 51 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立柳が崎 ヨットハーバー）	134

議第 52 号	包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて.....	135
議第 53 号	滋賀県基本構想の策定につき議決を求めることについて.....	136
議第 54 号	滋賀県産業振興戦略プランの策定につき議決を求めることについて.....	137
議第 55 号	しがの農業・水産業新戦略プランの策定につき議決を求めることにつ いて.....	138

一 般 会 計 予 算

議第1号

平成23年度滋賀県一般会計予算

平成23年度滋賀県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ498,380,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等および共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 県 税		千円 128,600,000
	1 県 民 税	53,475,900
	2 事 業 税	24,853,900
	3 地 方 消 費 税	11,420,800
	4 不 動 産 取 得 税	3,456,500
	5 県 た ば こ 税	2,768,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,214,900
	7 自 動 車 取 得 税	1,861,800
	8 軽 油 引 取 税	11,135,000
	9 自 動 車 税	18,355,700
	10 鉾 区 税	8,700
	11 狩 猟 税	21,200
	12 産 業 廃 棄 物 税	27,300
	13 旧 法 に よ る 税	300
2 地 方 消 費 税 清 算 金		23,579,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	23,579,000
3 地 方 譲 与 税		18,698,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	16,500,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,054,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	143,000

款	項	金 額
	4 地 方 道 路 譲 与 税	千円 1,000
4 市町たばこ税県交付金		125,000
	1 市町たばこ税県交付金	125,000
5 地 方 特 例 交 付 金		1,910,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,910,000
6 地 方 交 付 税		111,700,000
	1 地 方 交 付 税	111,700,000
7 交通安全対策特別交付金		590,000
	1 交通安全対策特別交付金	590,000
8 分 担 金 及 び 負 担 金		1,484,370
	1 分 担 金	347,501
	2 負 担 金	1,136,869
9 使 用 料 及 び 手 数 料		4,752,822
	1 使 用 料	2,409,938
	2 手 数 料	69,343
	3 証 紙 収 入	2,273,541
10 国 庫 支 出 金		49,203,691
	1 国 庫 負 担 金	29,943,475
	2 国 庫 補 助 金	18,195,842
	3 委 託 金	1,064,374
11 財 産 収 入		1,806,834
	1 財 産 運 用 収 入	592,223
	2 財 産 売 払 収 入	1,214,611

款	項	金 額
12 寄 附 金		千円 21,501
	1 寄 附 金	21,501
13 繰 入 金		36,787,994
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,917,349
	2 基 金 繰 入 金	34,870,645
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		39,179,387
	1 延滞金加算金及び過料等	464,076
	2 県 預 金 利 子	7,130
	3 貸 付 金 元 利 収 入	31,054,942
	4 受 託 事 業 収 入	1,385,600
	5 収 益 事 業 収 入	3,919,434
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	11,000
	7 雑 入	2,337,205
16 県 債		79,941,400
	1 県 債	79,941,400
歳 入 合 計		498,380,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,348,261
	1 議 会 費	1,348,261
2 政 策 調 整 費		10,275,220
	1 企 画 調 整 費	9,470,856
	2 防 災 費	804,364
3 総 務 費		22,300,509
	1 総 務 管 理 費	13,681,676
	2 徴 税 費	4,419,977
	3 市 町 振 興 費	3,163,888
	4 選 挙 費	653,796
	5 統 計 調 査 費	153,592
	6 人 事 委 員 会 費	91,673
	7 監 査 委 員 費	135,907
4 県 民 文 化 生 活 費		5,304,397
	1 県 民 生 活 費	2,699,884
	2 文 化 費	2,604,513
5 琵琶湖環境費		17,113,702
	1 水 政 費	2,537,273
	2 環 境 費	3,241,517
	3 下 水 道 費	2,580,975
	4 森 林 林 業 費	8,753,937

款	項	金 額
6 健 康 福 祉 費		千円 82,625,536
	1 社 会 福 祉 費	37,206,946
	2 児 童 福 祉 費	14,133,000
	3 生 活 保 護 費	1,517,868
	4 災 害 救 助 費	9,457
	5 公 衆 衛 生 費	22,769,666
	6 生 活 衛 生 費	584,381
	7 地 域 健 康 福 祉 費	1,151,147
	8 医 薬 費	5,253,071
.7 商 工 観 光 労 働 費		31,920,017
	1 商 工 業 費	4,087,023
	2 中 小 企 業 費	21,553,860
	3 観 光 費	476,919
	4 労 政 費	4,747,308
	5 職 業 訓 練 費	984,276
	6 労 働 委 員 会 費	70,631
8 農 政 水 産 業 費		14,853,670
	1 農 業 費	5,188,504
	2 畜 産 業 費	1,441,183
	3 農 地 費	6,946,920
	4 水 産 業 費	1,277,063
9 土 木 交 通 費		45,924,545
	1 土 木 交 通 管 理 費	6,528,706

款	項	金 額
	2 道路橋りょう費	千円 23,628,481
	3 河 川 費	8,140,865
	4 港 湾 費	62,352
	5 砂 防 費	3,249,449
	6 都 市 計 画 費	1,460,680
	7 公 園 費	580,391
	8 建 築 費	1,151,069
	9 住 宅 費	1,122,552
10 警 察 費		29,020,726
	1 警 察 管 理 費	26,569,013
	2 警 察 活 動 費	2,451,713
11 教 育 費		128,927,544
	1 教 育 総 務 費	16,533,138
	2 小 学 校 費	43,307,845
	3 中 学 校 費	25,215,257
	4 高 等 学 校 費	27,065,021
	5 特 別 支 援 学 校 費	11,678,560
	6 大 学 費	2,702,205
	7 社 会 教 育 費	1,454,474
	8 保 健 体 育 費	971,044
12 災 害 復 旧 費		681,411
	1 琵琶湖環境施設災害復旧費	13,156
	2 農政水産施設災害復旧費	78,354

款	項	金額
	3 土木交通施設災害復旧費	千円 589,901
13 公債費		79,484,262
	1 公債費	79,484,262
14 諸支出金		28,470,200
	1 県税交付金等	28,470,200
15 予備費		130,000
	1 予備費	130,000
歳出合計		498,380,000

第2表 債務負担行為

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	滋賀県土地開発公社事業資金借入債務保証	平成23年度から平成25年度まで	事業資金として、金融機関から借入れた金額のうち償還してもなお債務がある場合、309,000千円およびその借入期間中の利息相当額の合計額の範囲内でその債務を保証する。
2	滋賀県土地開発公社公共用地先行取得事業資金借入債務保証	平成23年度から平成24年度まで	事業資金として、金融機関から借入れた金額のうち償還してもなお債務がある場合、7,506,000千円およびその借入期間中の利息相当額の合計額の範囲内でその債務を保証する。
3	県例規システム保守管理業務	平成24年度から平成28年度まで	41,720千円
4	電子調達システム再構築業務	平成24年度から平成28年度まで	258,900千円
5	自動車税納税通知書等封入封緘業務	平成24年度	16,700千円
6	滋賀県信用保証協会滋賀の新しい産業づくり促進資金保証債務損失補償	平成23年度から平成37年度まで	滋賀の新しい産業づくり促進資金として平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に保証した債務（無担保で保証した部分に限る。）について、保証契約の効力が生じた日以降14年以内に代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、80千円の範囲内でその損失を補償する。
7	滋賀県信用保証協会開業関連資金保証債務損失補償	平成23年度から平成34年度まで	開業資金のうち創業枠として平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については11年以内に、運転資金については9年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、15,960千円の範囲内でその損失を補償する。

番号	事 項	期 間	限 度 額
8	滋賀県信用保証協会不況業種特別融資資金保証債務損失補償	平成23年度から平成37年度まで	セーフティネット資金のうち新規枠として、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については14年以内に、運転資金については11年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額について、48,000千円の範囲内でその損失を補償する。
9	市町小規模企業者小口簡易資金貸付制度損失補償補助	平成23年度から平成35年度まで	市町小規模企業者小口簡易資金として滋賀県信用保証協会が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降11年以内に代位弁済したことにより受けた実質損失額（代位弁済額から支払を受けた保険金を控除した額）について市町がその損失を補償した場合、当該協会の実質損失額の10分の4相当額について、160,000千円の範囲内で当該市町に補助する。
10	滋賀県信用保証協会小規模事業資金保証債務損失補償	平成23年度から平成34年度まで	経営支援資金のうち小規模企業者枠および小規模企業者つなぎ枠として平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については11年以内に、運転資金については9年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、96,000千円の範囲内でその損失を補償する。
11	滋賀県信用保証協会中小企業再生支援資金保証債務損失補償	平成23年度から平成42年度まで	政策推進資金のうち再生支援枠として平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降19年以内に代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、72,000千円の範囲内でその損失を補償する。
12	離転職者等職業訓練業務	平成24年度	63,945千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
13	滋賀県農林漁業後継者 特別対策基金農地売買 事業資金融資損失補償	平成23年度から 平成25年度まで	平成23年4月1日から平成24年3月31日 までの間において、社団法人全国農地保有 合理化協会および滋賀県信用農業協同組合 連合会が融資した農地売買事業資金50,000 千円のうち損失確定日（最終償還期限到来 後10カ月の期間満了日）において弁済でき なかった元利金合計額（遅延損害金を含 む。）に相当する額
14	特定野菜等供給産地育 成価格差補給資金造成 費補助	平 成 23 年 度	平成23年4月1日から平成24年3月31日 までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定 資金協会が行う特定野菜等供給産地育成価 格差補給事業の価格差補給交付金の交付に 要する経費のうち、県負担分が県繰越見込 額を超えた場合、36,822千円と県繰越見込 額との差額を限度として、超えた額につい て補助する。
15	青果物生産安定資金造 成費補助	平 成 23 年 度	平成23年4月1日から平成24年3月31日 までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定 資金協会が行う青果物生産安定事業の価格 差補給交付金の交付に要する経費のうち、 県負担分が県繰越見込額を含む県資金準備 額を超えた場合、37,605千円と県資金準備 額との差額を限度として、超えた額につい て補助する。
16	転作野菜価格安定資金 造成費補助	平 成 23 年 度	平成23年4月1日から平成24年3月31日 までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定 資金協会が行う転作野菜価格安定事業の価 格差補給交付金の交付に要する経費のうち、 県負担分が県繰越見込額を超えた場合、 3,535 千円と県繰越見込額との差額を限度 として、超えた額について補助する。
17	青果物有効利用促進事 業費補助	平 成 23 年 度	平成23年4月1日から平成24年3月31日 までの間に農業者等が行う青果物有効利用 促進事業に要する経費につき市町が補助す る場合、当該補助に要する経費の3分の2 相当額につき、5,000千円の範囲内で補助 する。
18	県営かんがい排水事業	平 成 24 年 度	110,000千円
19	県営経営体育成基盤整 備事業	平 成 24 年 度	109,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
20	県営農道整備事業	平成24年度	10,000千円
21	県営中山間地域総合整備事業	平成24年度	20,000千円
22	補助道路整備事業 (国道 303 号)	平成24年度から 平成25年度まで	1,700,000千円
23	補助道路整備事業 (国道 365 号)	平成24年度から 平成25年度まで	400,000千円
24	補助道路整備事業 (国道 367 号)	平成24年度	250,000千円
25	補助道路整備事業 (国道 421 号)	平成24年度から 平成26年度まで	2,470,000千円
26	補助道路整備事業 (国道 422 号) (大石東バイパス)	平成24年度	150,000千円
27	補助道路整備事業 (大津信楽線)	平成24年度	200,000千円
28	補助道路整備事業 (多賀醒井線)	平成24年度	80,000千円
29	補助道路整備事業 (土山蒲生近江八幡 線)	平成24年度から 平成25年度まで	90,000千円
30	補助道路整備事業 (草津守山線)	平成24年度	80,000千円
31	補助道路整備事業 (伊香立浜大津線)	平成24年度	90,000千円
32	補助道路整備事業 (六地藏草津線)	平成24年度	40,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
33	補助道路整備事業 (水 口 甲 南 線)	平成24年度から 平成25年度まで	500,000千円
34	補助道路整備事業 (湖東三山インター) 線	平 成 24 年 度	210,000千円
35	補助道路整備事業 (間 田 長 浜 線)	平成24年度から 平成26年度まで	2,050,000千円
36	補助道路整備事業 (宇治田原大石東線)	平 成 24 年 度	200,000千円
37	補助道路修繕事業 (国 道 477 号)	平 成 24 年 度	100,000千円
38	補助道路修繕事業 (下 鴨 大 津 線)	平 成 24 年 度	80,000千円
39	補助道路修繕事業 (山 東 本 巢 線)	平 成 24 年 度	100,000千円
40	補助道路修繕事業 (彦 根 米 原 線)	平 成 24 年 度	80,000千円
41	地域活性化基盤道路整備事業 (大津能登川長浜線)	平 成 24 年 度	80,000千円
42	補助広域河川改修事業 (長 命 寺 川)	平 成 24 年 度	100,000千円
43	補助広域河川改修事業 (日 野 川)	平 成 24 年 度	350,000千円
44	補助広域河川改修事業 (金 勝 川)	平 成 24 年 度	100,000千円
45	補助広域河川改修事業 (八 日 市 新 川)	平 成 24 年 度	50,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
46	補助広域河川改修事業 (葉 山 川)	平成24年度から 平成26年度まで	83,000千円
47	補助河川総合流域防災 事業 (大 川)	平 成 24 年 度	100,000千円
48	補助河川総合流域防災 事業 (三 明 川)	平成24年度から 平成27年度まで	580,000千円
49	補助河川総合流域防災 事業 (情 報 基 盤 整 備)	平 成 24 年 度	20,000千円
50	補助河川障害防止対策 事業 (石 田 川)	平 成 24 年 度	80,000千円
51	受 託 河 川 事 業 (大 川)	平 成 24 年 度	20,000千円
52	補助通常砂防事業 (後 谷)	平 成 24 年 度	80,000千円
53	補助通常砂防事業 (北 砂 川)	平 成 24 年 度	50,000千円
54	補助通常砂防事業 (平 子 川)	平成24年度から 平成25年度まで	160,000千円
55	補助通常砂防事業 (前 川 支 流)	平成24年度から 平成25年度まで	130,000千円
56	補助通常砂防事業 (細 谷)	平成24年度から 平成25年度まで	110,000千円
57	補助通常砂防事業 (込 田 川)	平成24年度から 平成25年度まで	90,000千円
58	補助砂防総合流域防災 事業 (狩 山 谷)	平成24年度から 平成26年度まで	220,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
59	補助砂防総合流域防災事業 (金 勝 川)	平成24年度から 平成25年度まで	140,000千円
60	補助砂防総合流域防災事業 (長 命 寺 川 支 流)	平成24年度から 平成26年度まで	230,000千円
61	補助砂防総合流域防災事業 (木 曾 滝 谷)	平成24年度から 平成25年度まで	110,000千円
62	補助砂防総合流域防災事業 (荘 厳 寺 川 支 流)	平 成 24 年 度	80,000千円
63	補助砂防総合流域防災事業 (萱 原 谷)	平成24年度から 平成25年度まで	100,000千円
64	補助砂防総合流域防災事業 (十 郎 谷 川)	平成24年度から 平成25年度まで	100,000千円
65	補助砂防総合流域防災事業 (坪 谷 川)	平成24年度から 平成25年度まで	130,000千円
66	補助砂防総合流域防災事業 (大 谷 川)	平 成 24 年 度	70,000千円
67	補助急傾斜地崩壊対策事業 (草 野 地 区)	平成24年度から 平成25年度まで	120,000千円
68	補助急傾斜地崩壊対策事業 (貫 井 地 区)	平 成 24 年 度	60,000千円
69	補助急傾斜地崩壊対策事業 (萱 原 地 区)	平成24年度から 平成25年度まで	200,000千円
70	補助急傾斜地崩壊対策事業 (保 坂 地 区)	平 成 24 年 度	150,000千円
71	補助急傾斜地崩壊対策事業 (上 水 谷 地 区)	平 成 24 年 度	170,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
72	補助急傾斜地総合流域 防災事業 (山 本 地 区)	平成24年度から 平成25年度まで	75,000千円
73	補助急傾斜地総合流域 防災事業 (岩 熊 地 区)	平成24年度から 平成25年度まで	90,000千円
74	補助急傾斜地総合流域 防災事業 (下 迫 地 区)	平 成 24 年 度	50,000千円
75	補助急傾斜地総合流域 防災事業 (成 谷 地 区)	平 成 24 年 度	80,000千円
76	補助都市計画街路事業 (葛木竜法師線)	平 成 24 年 度	100,000千円
77	補助都市計画街路事業 (大津湖南幹線)	平 成 24 年 度	100,000千円
78	県営住宅建設事業	平 成 24 年 度	452,220千円
79	受託建築事業 (精神医療センター)	平 成 24 年 度	858,000千円
80	受託建築事業 (吉川浄水場)	平 成 24 年 度	187,007千円
81	運転免許関係機器整備	平成24年度から 平成28年度まで	24,301千円
82	放置駐車違反確認業務	平 成 24 年 度	48,000千円
83	放置駐車違反取締シス テム機器整備	平成24年度から 平成28年度まで	8,750千円
84	県立学校情報教育機器 貸借	平成24年度から 平成29年度まで	177,600千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
85	県立高等学校学事システム機器賃借	平成24年度から 平成30年度まで	10,800千円
86	高等学校施設整備事業 (彦根東高等学校) (耐震改修)	平成24年度	488,293千円
87	高等学校施設整備事業 (米原高等学校) (耐震改修)	平成24年度	326,250千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災行政施設整備事業費	千円 23,700	普通貸借または証券発行	% 10.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入日の翌日から5年以 内据え置き、50年以内の期 間において償還する。 ただし、借入先の融資条 件、財政その他の都合によ り償還期間の短縮および据 置期間の延長をし、または 繰上償還を行うことができ る。
県庁舎施設整備事業費	122,200			
美術館施設整備事業費	18,100			
希望が丘文化公園施設整備事業費	115,600			
造 林 事 業 費	264,000			
林 道 事 業 費	87,000			
治 山 事 業 費	629,900			
単 独 治 山 事 業 費	10,800			
介護施設等施設整備事業費	480,900			
民間児童福祉施設等整備事業費	80,700			
石綿健康被害救済基金出資金	15,200			
水道用水供給事業出資金	6,700			
看護師等養成施設整備事業費	2,300			
県営かんがい排水事業費	372,900			
県営経営体育成基盤整備事業費	364,800			
県営農道整備事業費	9,700			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
県営中山間地域総合整備事業費	千円 68,500			
県営みずすまし事業費	22,700			
農村活性化事業費	1,400			
県営農地防災事業費	191,400			
県営地すべり防止対策事業費	26,300			
水産基盤整備事業費	144,800			
直轄道路事業費	4,567,000			
地方道路等整備事業費	10,053,100			
単独道路改良事業費	922,000			
芹谷地域振興対策事業費	12,000			
広域河川改修事業費	595,700			
総合流域防災事業費	998,500			
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	385,000			
河川環境整備事業費	147,900			
直轄河川事業費	367,500			
河川総合開発事業費	10,000			
河川災害関連事業費	52,300			
河川等整備事業費	2,908,400			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
単 独 河 川 改 良 事 業 費	千円 21,300			
通 常 砂 防 事 業 費	547,400			
地すべり対策事業費	11,000			
直 轄 砂 防 事 業 費	74,100			
急傾斜地崩壊対策事業費	190,900			
単 独 砂 防 事 業 費	107,800			
単独急傾斜地崩壊対策事業費	189,900			
都 市 計 画 街 路 事 業 費	152,700			
都 市 公 園 事 業 費	129,100			
市 街 地 再 開 発 事 業 費	114,300			
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	249,800			
警 察 施 設 整 備 事 業 費	6,400			
補助交通安全施設整備事業費	109,200			
単独交通安全施設整備事業費	70,600			
高等学校施設整備事業費	903,000			
補助土木施設災害復旧事業費	184,900			
臨 時 財 政 対 策 債	49,800,000			
退 職 手 当 債	3,000,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
計	79,941,400			

特 別 会 計 予 算

議第2号

平成23年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計予算

平成23年度滋賀県の市町振興資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,574,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 諸収入		千円 1,574,000
	1 貸付金元利収入	1,574,000
歳入合計		1,574,000
歳出		
款	項	金額
1 総務費		千円 1,574,000
	1 市町振興資金貸付事業費	1,574,000
歳出合計		1,574,000

議第3号

平成23年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成23年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 209,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰入金		千円 40,280
	1 一般会計繰入金	40,280
2 繰越金		17,634
	1 繰越金	17,634
3 諸収入		78,886
	1 貸付金元利収入	78,749
	2 雑入	137
4 県債		73,000
	1 県債	73,000
歳入合計		209,800
歳出		
款	項	金額
1 健康福祉費		千円 209,800
	1 母子および寡婦福祉資金貸付事業費	209,800
歳出合計		209,800

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 73,000	普 通 貸 借	無利子	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条第2項、第4項および第6項に定めるところによる。
計	73,000			

議第4号

平成23年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

平成23年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,073,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 16,744
	1 繰越金	16,744
2 諸収入		1,056,756
	1 県預金利子	1,500
	2 貸付金元利収入	1,055,256
歳入合計		1,073,500

歳出

款	項	金額
1 商工観光労働費		千円 15,357
	1 中小企業支援資金貸付事業費	15,357
2 公債費		1,055,143
	1 公債費	1,055,143
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		1,073,500

議第5号

平成23年度滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計予算

平成23年度滋賀県の就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 119,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 655
	1 一般会計繰入金	655
2 繰越金		80,474
	1 繰越金	80,474
3 諸収入		28,571
	1 県預金利子	10
	2 貸付金元利収入	28,561
4 県債		9,600
	1 県債	9,600
歳入合計		119,300

歳出

款	項	金額
1 農政水産業費		千円 46,665
	1 就農支援資金貸付事業費	46,665
2 公債費		17,421
	1 公債費	17,421
3 予備費		55,214
	1 予備費	55,214
歳出合計		119,300

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金貸付金	千円 9,600	普 通 貸 借	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項に定めるところによる。
計	9,600			

議第6号

平成23年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成23年度滋賀県の林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 235,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰越金		千円 88,037
	1 繰越金	88,037
2 諸収入		147,263
	1 貸付金元利収入	147,263
歳入合計		235,300
歳出		
款	項	金額
1 琵琶湖環境費		千円 171,144
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	30,464
	2 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	140,118
	3 林業就業促進資金貸付事業費	562
2 公債費		700
	1 公債費	700
3 予備費		63,456
	1 予備費	63,456
歳出合計		235,300

議第7号

平成23年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成23年度滋賀県の沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰入金		千円 241
	1 一般会計繰入金	241
2 繰越金		50,205
	1 繰越金	50,205
3 諸収入		5,954
	1 県預金利子	98
	2 貸付金元利収入	5,856
歳入合計		56,400
歳出		
款	項	金額
1 農政水産業費		千円 20,336
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	20,336
2 予備費		36,064
	1 予備費	36,064
歳出合計		56,400

議第8号

平成23年度滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算

平成23年度滋賀県の琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 303,371千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成23年 2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 303,371
	1 一般会計繰入金	303,371
歳入合計		303,371

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 303,371
	1 公債費	303,371
歳出合計		303,371

議第9号

平成23年度滋賀県公債管理特別会計予算

平成23年度滋賀県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,971,072千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰入金		千円 83,896,072
	1 一般会計繰入金	79,240,849
	2 特別会計繰入金	4,655,223
2 県債		11,075,000
	1 県債	11,075,000
歳入合計		94,971,072
歳出		
款	項	金額
1 公債費		千円 94,971,072
	1 公債費	94,971,072
歳出合計		94,971,072

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 11,075,000	普通貸借または 証券発行	% 10.0以内	借入日の翌日から3年以内据え置き、20年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いまたは借換をすることができる。
計	11,075,000			

議第10号

平成23年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算

平成23年度滋賀県の流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,503,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 5,804,929
	1 負担金	5,804,929
2 使用料及び手数料		1,249
	1 使用料	1,249
3 国庫支出金		3,934,150
	1 国庫負担金	2,784,017
	2 国庫補助金	1,150,133
4 財産収入		5,855
	1 財産運用収入	5,855
5 繰入金		6,695,532
	1 一般会計繰入金	2,456,846
	2 基金繰入金	4,238,686
6 繰越金		1,779,648
	1 繰越金	1,779,648
7 諸収入		6,937
	1 受託事業収入	4,569
	2 雑入	2,368
8 県債		2,274,700
	1 県債	2,274,700
歳入合計		20,503,000

歳 出		
款	項	金 額
1 琵琶湖環境費		千円 14,412,715
	1 流域下水道費	7,410,885
	2 流域下水道管理費	7,001,830
2 公 債 費		3,893,161
	1 公 債 費	3,893,161
3 諸 支 出 金		2,197,124
	1 諸 支 出 金	2,197,124
歳 出 合 計		20,503,000

第2表 債務負担行為

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	流域下水道建設事業 (湖南中部浄化センター) 汚泥焼却炉建築工事	平成24年度から 平成25年度まで	415,300千円
2	流域下水道建設事業 (湖南中部浄化センター) 汚泥焼却炉土木工事	平成24年度	81,000千円
3	流域下水道建設事業 (湖南中部浄化センター) 水処理設備改築更新工 事	平成24年度から 平成27年度まで	2,632,600千円
4	流域下水道建設事業 (湖南中部第一幹線) 管渠防護工事	平成24年度	100,000千円
5	流域下水道建設事業 (湖西浄化センター汚泥) 燃料化施設建設工事	平成24年度から 平成26年度まで	3,600,000千円
6	流域下水道建設事業 (東北部湖東幹線栗田工) 区管渠工事	平成24年度	170,000千円
7	流域下水道建設事業 (東北部湖東幹線勝堂工) 区管渠工事	平成24年度	120,000千円
8	流域下水道建設事業 (東北部愛東東幹線荊間) 工区管渠工事	平成24年度	146,000千円
9	流域下水道建設事業 (東北部愛東東幹線清水) 工区管渠工事	平成24年度から 平成25年度まで	1,111,000千円
10	流域下水道建設事業 (高島浄化センター急速) ろ過池土木工事	平成24年度	87,000千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道建設事業費	千円 1,652,400	普通貸借または 証券発行	10.0以内 [%]	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
資 本 費 平 準 化 債	511,300			
借 換 債	111,000			
計	2,274,700			

議第11号

平成23年度滋賀県土地取得事業特別会計予算

平成23年度滋賀県の土地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 886,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 財産収入		千円 382,700
	1 財産運用収入	17,100
	2 財産売却収入	365,600
2 繰入金		3,300
	1 基金繰入金	3,300
3 県債		500,000
	1 県債	500,000
歳入合計		886,000
歳出		
款	項	金額
1 土木交通費		千円 882,700
	1 土木交通管理費	882,700
2 公債費		3,300
	1 公債費	3,300
歳出合計		886,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地先行取得事業費	千円 500,000	普通貸借または 証券発行	10.0以内%	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
計	500,000			

議第12号

平成23年度滋賀県用品調達事業特別会計予算

平成23年度滋賀県の用品調達事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 801,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
上記の議案を提出する。

平成23年 2 月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 796,000
	1 財産売却収入	796,000
2 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
歳入合計		801,000

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 801,000
	1 用品調達事業費	801,000
歳出合計		801,000

議第13号

平成23年度滋賀県収入証紙特別会計予算

平成23年度滋賀県の収入証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,618,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成23年 2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 証紙収入		千円 2,618,700
	1 証紙売払収入	2,618,700
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		2,618,800

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 2,618,800
	1 収入証紙	2,618,800
歳出合計		2,618,800

議第14号

平成23年度滋賀県公営競技事業特別会計予算

平成23年度滋賀県の公営競技事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,310,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 公営競技事業収入		千円 25,283,210
	1 公営競技開催収入	25,283,210
2 使用料及び手数料		23,720
	1 使用料	23,720
3 財産収入		197
	1 財産運用収入	187
	2 財産売却収入	10
4 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
5 諸収入		28,972,873
	1 施設利用料	65,493
	2 県預金利子	6
	3 受託事業収入	28,894,269
	4 雑入	13,105
歳入合計		54,310,000

歳 出		
款	項	金 額
1 公 営 競 技 事 業 費		千円 53,846,942
	1 経 営 費	145,849
	2 開 催 費	53,701,093
2 公 債 費		458,058
	1 公 債 費	458,058
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		54,310,000

企 業 会 計 予 算

議第15号

平成23年度滋賀県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度滋賀県の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

成人病センター	小児保健医療 センター	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
494床	100床	100床	694床

(2) 年 間 患 者 数

	成人病センター	小児保健医療 センター	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
入 院	153,720人	27,450人	29,280人	210,450人
外 来	217,160人	44,652人	28,952人	290,764人

(3) 1日平均患者数

	成人病センター	小児保健医療 センター	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
入 院	420人	75人	80人	575人
外 来	890人	183人	119人	1,192人

(4) 主要な建設改良事業

成人病センター改築基本設計

精神医療センター医療観察病棟整備事業

医療器具および備品購入

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 病 院 事 業 収 益		千円 18,756,000
	1 医 業 収 益	16,193,455
	2 医 業 外 収 益	2,353,145
	3 附 帯 事 業 収 益	209,400

支 出

款	項	金 額
1 病 院 事 業 費 用		千円 18,568,000
	1 医 業 費 用	17,694,311
	2 医 業 外 費 用	664,289
	3 附 帯 事 業 費 用	209,400

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,174,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 1,601,000
	1 企 業 債	500,400
	2 補 助 金	416,981
	3 負 担 金	683,619

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 2,775,000
	1 建 設 改 良 費	1,057,199
	2 企 業 債 償 還 金	1,717,801

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
成人病センター病院整備事業 (患者情報システム機器設置)	平成24年度から 平成28年度まで	140,230千円
精神医療センター病院整備事業 (医療観察病棟整備)	平成24年度	858,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
成人病センター 病院整備事業費	千円 395,400	普通貸借または 証券発行	10.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
小児保健医療セ ンター病院整備 事業費	76,100			
精神医療センタ ー病院整備事業 費	28,900			
計	500,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 8,346,736千円

(2) 交 際 費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、医師派遣機能整備および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、47,934千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,150,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
工 具 器 具 お よ び 備 品	磁気共鳴断層撮影装置	1
	密封小線源治療システム	1

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第16号

平成23年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 給 水 事 業 所 | 60事業所 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 20, 203, 200立方メートル |
| (3) 1 日 平 均 給 水 量 | 55, 200立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 彦根工業用水道事業……更新工事 | |
| 南部工業用水道事業……更新工事 | |

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1, 160, 800
	1 営 業 収 益	1, 143, 757
	2 営 業 外 収 益	17, 043

支 出

款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 866, 000
	1 営 業 費 用	803, 147
	2 営 業 外 費 用	62, 853

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 577, 300千円は、減債積立金 152, 831千円、

建設改良積立金 100,000千円、過年度分損益勘定留保資金 306,372千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額18,097千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 3,000
	1 諸 収 入	3,000

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 580,300
	1 建 設 改 良 費	423,388
	2 企 業 債 償 還 金	152,831
	3 補 助 金 返 還 金	3,689
	4 固 定 資 産 購 入 費	392

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
彦根工業用水道改良事業 (管路整備基礎計) (画策定業務委託)	平 成 24 年 度	3,741千円
南部工業用水道改良事業 (自家発電機棟建築工事)	平 成 24 年 度	57,935千円
南部工業用水道改良事業 (自家発電設備工事)	平 成 24 年 度	226,000千円
南部工業用水道改良事業 (管路整備基礎計) (画策定業務委託)	平 成 24 年 度	4,080千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 153,432千円

(2) 交際費 25千円

(他会計からの補助金)

第8条 子ども手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,148千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、524千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第17号

平成23年度滋賀県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度滋賀県の水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 市 町 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、
東近江市、日野町および竜王町
- (2) 年間総給水量 48,745,710立方メートル
- (3) 1日平均給水量 133,185立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
送水工事、更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 水道用水供給事業収益		千円 4,803,900
	1 営 業 収 益	4,714,633
	2 営 業 外 収 益	89,267

支 出

款	項	金 額
1 水道用水供給事業費用		千円 3,800,300
	1 営 業 費 用	3,371,865
	2 営 業 外 費 用	428,435

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3,048,800千円は、減価積立金 930,298千円、過年度分損益勘定留保資金 2,010,240千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調

整額 108,262千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 909,200
	1 企 業 債	860,000
	2 補 助 金	6,700
	3 出 資 金	42,500

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 3,958,000
	1 建 設 改 良 費	2,441,131
	2 企 業 債 償 還 金	1,487,533
	3 補 助 金 返 還 金	7,418
	4 固 定 資 産 購 入 費	21,918

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道用水建設事業 (自家発電機棟建築工事)	平成24年度	129,072千円
水道用水建設事業 (自家発電設備工事)	平成24年度	502,900千円
水道用水建設事業 (西部幹線下流 工区送水管工事)	平成24年度	489,200千円

事 項	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 (管路整備基礎計) (画策定業務委託)	平成24年度	7,879千円
水道用水改良事業 (活性炭注入) (設備更新工事)	平成24年度	90,400千円
水道用水改良事業 (酸剤注入設備設置工事)	平成24年度	154,700千円
水道用水改良事業 (1系ろ過池) (弁類更新工事)	平成24年度	55,700千円
水道用水改良事業 (ろ過池電気) (設備更新工事)	平成24年度	66,000千円
水道用水改良事業 (岩室加圧ポンプ場高圧) (受変電設備更新工事)	平成24年度	161,300千円
守山市上水道工事受託事業	平成24年度	138,800千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水道用水建設事業費	千円 300,000	普通貸借または 証券発行	10.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
水道用水改良事業費	560,000			
計	860,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 512,851千円

(2) 交際費 25千円

(他会計からの補助金)

第9条 水源開発に要する経費および子ども手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,044千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,687千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

条 例 案

議第18号

平成23年度から平成26年度までにおける知事等の給与の特例に関する条例案
上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成23年度から平成26年度までにおける知事等の給与の特例に関する条例

(知事の給料月額の特例)

第1条 知事の平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号。以下「特別職給与条例」という。）別表1の規定にかかわらず、同表による額からその100分の20（期末手当の算出の基礎となる場合にあっては、100分の30）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表による額とする。

(副知事の給料月額の特例)

第2条 副知事の特例期間における給料月額は、特別職給与条例別表1の規定にかかわらず、同表による額からその100分の10（期末手当の算出の基礎となる場合にあっては、100分の25）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表による額とする。

(特別職の給料月額の特例)

第3条 特別職の職員で常勤を要するもの（知事および副知事を除く。）の特例期間における給料月額は、特別職給与条例別表1の規定にかかわらず、同表による額からその100分の10（期末手当の算出の基礎となる場合にあっては、100分の15）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表による額とする。

(滋賀県教育委員会教育長の給料月額の特例)

第4条 滋賀県教育委員会教育長の特例期間における給料月額は、滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和24年滋賀県条例第12号）第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額からその100分の10（期末手当の算出の基礎となる場合にあっては、100分の15）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

議第18号

平成23年度から平成26年度までにおける知事等の給与の特例に関する条例案

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第19号

平成23年度における職員の給与の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成23年度における職員の給与の特例に関する条例

(給料月額の特例)

第1条 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表もしくは滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第3条もしくは第4条の規定により採用された職員を除く。）または任期付職員条例第2条第1項もしくは滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条の規定により採用された職員（以下「職員」という。）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、給与条例第3条、第4条および第5条、学校職員給与条例第4条、第6条および第7条、任期付職員条例第7条または任期付研究員条例第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎給料月額」という。）から基礎給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（地域手当にあつては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。）の額、給料の調整額、勤務1時間当たりの給与額（滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第20条第4項、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）第24条、滋賀県職員の修学部分休業に関する条例（平成17年滋賀県条例第2号）第3条、給与条例第13条第1項、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第21条第4項、学校職員給与条例第14条第1項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第20条第4項の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。以下同じ。）および教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

(1) 次に掲げる職員 100分の6

ア 本庁の部長および次長の職ならびに管理職手当の支給の区分がこれらの職と同一の職を占める職員

イ 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が5号給から7号給までのいずれかであるものおよび同条第3項の規定の適用を受ける職員

ウ 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が5号給または6号給であるものおよび同条第4項の規定の適用を受ける職員

エ 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていることその他の事由（以下「派遣等の事由」という。）により管理職手当の支給を受けていない職員（以下「派遣職員等」という。）のうち、当該派遣等の事由がないとしたならば管理職手当の支給の区分が本庁の部長または次長の職と同一の職を占めることとなるもの

(2) 次に掲げる職員 100分の4

ア 本庁の課長の職および管理職手当の支給の区分が当該職と同一の職を占める職員

イ 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が4号給であるもの

ウ 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が4号給であるもの

エ 派遣職員等のうち、派遣等の事由がないとしたならば管理職手当の支給の区分が本庁の課長の職と同一の職を占めることとなるもの

(3) 次に掲げる職員 100分の2.5

ア 本庁の参事の職および管理職手当の支給の区分が当該職と同一の職を占める職員

イ 警察本部の管理官の職およびこれに相当する職を占める職員（アに掲げる職員を除く。）

ウ 県立の中学校、高等学校および特別支援学校ならびに市町立の小学校および中学校の校長の職を占める職員（アに掲げる職員を除く。）

エ 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が3号給であるもの

オ 任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうちその受ける号給が3号給であるもの

カ 派遣職員等のうち、派遣等の事由がないとしたならば管理職手当の支給の区分が本庁の参事の職と同一の職を占めることとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の0.8。ただし、次に掲げる職員にあっては、100分の0.5とする。

ア 次に掲げる職員以外の職員で前月までに支給された期末手当のうち直近のものの額の算定において給与条例第20条第5項または学校職員給与条例第17条第5項の規定の適用を受

けなかったもの

(フ) 直前の期末手当の基準日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項もしくは派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員（派遣条例第4条の規定により、期末手当の支給を受けていた職員を除く。）または地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員であった職員

(イ) 直前の期末手当の基準日において在職していなかった職員で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用されたものまたは県と国、他の地方公共団体もしくは国立大学法人との間の人事交流により採用されたもの

イ 直前の期末手当の基準日において在職していなかった職員（ア（イ）に掲げる職員を除く。）

ウ ア（フ）および（イ）に掲げる職員で直前の期末手当の支給を受けたとしたならば給与条例第20条第5項または学校職員給与条例第17条第5項の規定の適用を受けなかったもの
（給料の調整額の特例）

第2条 職員の特例期間における給料の調整額は、給与条例第8条または学校職員給与条例第10条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎調整額」という。）から基礎調整額に前条各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は、基礎調整額とする。

（管理職手当の特例）

第3条 職員の特例期間における管理職手当の額は、給与条例第9条および学校職員給与条例第10条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第21号）付則第7項から第9項まで、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第46号）付則第6項から第8項まで、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第16号）付則第4項および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第17号）付則第4項の規定による給料を支給される職員に関する第1条の規定の適用については、同条中「おける給料月額」とあるのは「おける給料月額と滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第21号。以下「平成18年改正給与条例」という。）付則第

7 項から第 9 項まで、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第46号。以下「平成18年改正学校職員給与条例」という。）付則第 6 項から第 8 項まで、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第16号。以下「平成18年改正任期付職員条例」という。）付則第 4 項または滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第17号。以下「平成18年改正任期付研究員条例」という。）付則第 4 項の規定による給料の額との合計額（以下「給料月額等」という。）と、「任期付職員条例第 7 条または任期付研究員条例第 5 条」とあるのは「任期付職員条例第 7 条、任期付研究員条例第 5 条、平成18年改正給与条例付則第 7 項から第 9 項まで、平成18年改正学校職員給与条例付則第 6 項から第 8 項まで、平成18年改正任期付職員条例付則第 4 項または平成18年改正任期付研究員条例付則第 4 項」と、「基礎となる給料月額」とあるのは「基礎となる給料月額等」とする。

議第20号

滋賀県文化振興基金条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県文化振興基金条例

(設置)

第1条 滋賀の魅力ある文化の振興に資する事業の推進を図るため、滋賀県文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

2 基金の設置の目的のために寄附された寄附金は、予算に計上して、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分等)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

2 知事は、滋賀県立近代美術館または滋賀県立陶芸の森に収蔵する目的で、美術品または陶芸作品を緊急に購入する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、基金に属する現金の額の範囲内でこれらを取得することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 滋賀県立近代美術館美術品取得基金条例（昭和55年滋賀県条例第4号）
 - (2) 滋賀県立陶芸の森陶芸作品取得基金条例（昭和61年滋賀県条例第1号）

議第21号

滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第18条第1項の規定に基づく就農支援資金貸付事業および農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項および第2項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計を設置する。

(歳入および歳出)

第2条 この会計においては、一般会計からの繰入金、貸付金の償還金、地方債収入その他の収入をもって歳入とし、貸付金、地方債償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもって歳出とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計に属する権利および義務は、滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計が承継するものとする。

3 滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計の平成22年度の収入および支出ならびに決算に関しては、なお従前の例による。

(滋賀県公債管理特別会計条例の一部改正)

4 滋賀県公債管理特別会計条例（平成13年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第12条第1項」を削り、「第17条」の右に「ならびに滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例（平成23年滋賀県条例第号）第1条」を加える。

議第22号

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 低炭素社会づくりに関する基本的施策等（第8条－第14条）

第3章 事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組（第15条－第22条）

第4章 日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組（第23条－第28条）

第5章 建築物およびまちづくりに係る低炭素社会づくりに関する取組（第29条－第32条）

第6章 自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組（第33条－第40条）

第7章 森林の保全および整備等（第41条）

第8章 農業および水産業に係る低炭素社会づくりに関する取組（第42条・第43条）

第9章 雑則（第44条－第49条）

付則

私たちは、これまで、化石燃料に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄という言葉に象徴される社会経済活動により、便利で豊かな暮らしを享受してきた。しかしながら、過去の二度にわたるオイルショックにより、化石燃料に依存した社会の脆弱さが明らかになった。また、化石燃料の大量消費による大気中の温室効果ガスの増加は、地球温暖化をもたらし、生態系をはじめとする地球環境に深刻な影響を与えつつある。この滋賀の地でも、地球環境に関する様々な事象を映し出す「小さな窓」ともいえる琵琶湖をはじめとする豊かな自然や私たちの暮らしにその影響が忍び寄っており、このまま放置すれば、これらは確実に失われることとなる。

こうした状況に立ち向かい、滋賀の豊かさを次の世代に引き継いでいくためには、地球温暖化により生じている世界的な問題を私たち一人ひとりが自分の問題として捉え、そして行動していくことにより、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない低炭素社会づくりを進めなければならない。そこで滋賀県は、平成42年（2030年）における温室効果ガスの排出量を平成2年（1990年）と比較して50パーセント削減することを、低炭素社会実現のための目標として掲げたところである。

この目標を達成するためには、あらゆる分野における取組を総合的に推進し、さらには、生活

様式や産業構造、都市構造など社会のあり方までも変革することが求められ、その道筋は決して平坦^{なん}ではない。しかし、低炭素社会の実現に向けて先駆的に取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できるなど、地域経済を活性化することが可能となる。

私たちは、これまで琵琶湖の環境保全などで培ってきた環境意識の高さや行動力を生かして、低炭素社会づくりを推進することにより、滋賀の豊かな自然や暮らしを確かな姿で次の世代に引き継ぐことを決意し、その第一歩として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、低炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、および県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県の基本的な施策、事業活動および日常生活における取組等に関する事項を定めることにより、低炭素社会づくりを推進し、もって健全で質の高い環境を確保しつつ、豊かな県民生活および経済の成長の実現を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「低炭素社会」とは、化石燃料に依存しない生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減され、ならびに温室効果ガスの吸収作用の保全および強化がされた社会をいい、「低炭素社会づくり」とは、低炭素社会を構築することをいう。

2 この条例において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気および海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

3 この条例において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制ならびに吸収作用の保全および強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

4 この条例において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

(1) 二酸化炭素

(2) メタン

(3) 一酸化二窒素

(4) ハイドロフルオロカーボンのうち規則で定めるもの

(5) パーフルオロカーボンのうち規則で定めるもの

(6) 六ふつ化硫黄

(7) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化をもたらす程度の大きい物質であって規則で定めるもの

5 この条例において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを

大気中に排出し、放出し、もしくは漏出させ、または他人から供給された電気もしくは熱（燃料または電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

6 この条例において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギーをいう。

(1) 太陽光

(2) 風力

(3) 水力

(4) 地熱

(5) 太陽熱

(6) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガスおよび石炭ならびにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるものとして規則で定めるもの

（基本理念）

第3条 低炭素社会づくりは、低炭素社会の実現のためには生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に、推進されなければならない。

2 低炭素社会づくりは、全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に、推進されなければならない。

3 低炭素社会づくりは、県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、日常生活、事業活動等様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として、推進されなければならない。

4 低炭素社会づくりは、温室効果ガスの排出の抑制等と、県民生活の向上ならびに新たな産業および雇用の機会の創出その他の経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として、推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、低炭素社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策の策定および実施に当たり、市町その他の県以外の地方公共団体、国ならびに県民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携協力するとともに、県民、事業者および民間団体が低炭素社会づくりに関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。）その他の

低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組その他の低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力しなければならない。

(滞在者および旅行者の責務)

第7条 滞在者および旅行者は、県内における低炭素社会づくりに関する取組に協力するよう努めなければならない。

第2章 低炭素社会づくりに関する基本的施策等

(推進計画)

第8条 知事は、低炭素社会づくりに関する施策（県の事務および事業における低炭素社会づくりに寄与するための取組を含む。次項第3号において同じ。）の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 低炭素社会づくりの推進に関する基本的な方針

(3) 低炭素社会づくりに関する施策の内容

(4) 温室効果ガス総排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。次条において同じ。）に関する事項

(5) 温室効果ガスの排出の量の削減目標

(6) 前各号に掲げるもののほか、低炭素社会づくりの推進に関し必要な事項

3 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、事業者その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、推進計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年1回、推進計画に基づく施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を滋賀県環境審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(低炭素社会づくり指針)

第10条 知事は、県民、事業者および民間団体が低炭素社会づくりに関する取組を推進するための指針（以下「低炭素社会づくり指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、低炭素社会づくり指針を定め、または変更したときは、これを公表するものとする。

(調査研究および産業の育成振興)

第11条 県は、低炭素社会づくりに関する最新の情報の把握に努めるとともに、効果的な地球温暖化対策の調査研究その他の低炭素社会づくりに関する調査研究を推進するものとする。

2 県は、低炭素社会づくりに寄与する技術を有する産業の育成および振興に努めるものとする。
(情報の提供等)

第12条 県は、低炭素社会づくりの必要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深めるため、低炭素社会づくりに関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
(環境学習の推進等)

第13条 県は、滋賀県環境学習の推進に関する条例(平成16年滋賀県条例第28号)の基本理念にのっとり、低炭素社会づくりに係る環境学習(同条例第2条第1項に規定する環境学習をいう。次項において同じ。)を推進するものとする。

2 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第23条第1項の規定により知事が委嘱した滋賀県地球温暖化防止活動推進員が、低炭素社会づくりに係る環境学習の推進その他の地域における低炭素社会づくりに関する取組において積極的な役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(県の率先実施)

第14条 県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を率先して行うものとする。

(1) エネルギー(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)の使用の合理化の推進に関する取組

(2) 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(以下「自動車」という。)および同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組

(3) 再生可能エネルギーの利用の推進に関する取組

(4) 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)の調達の推進に関する取組

(5) 廃棄物の発生の抑制、再使用および再生利用その他資源の有効な利用であって温室効果ガスの排出の抑制に資するもの(以下「廃棄物の発生の抑制等」という。)に関する取組

(6) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要な取組

第3章 事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組

(エネルギー使用量の把握)

第15条 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。

(省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用等)

第16条 事業者は、エネルギーを消費する機械器具等(以下「機械器具等」という。)を使用す

る場合には、エネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）が優れているものを使用するよう努めるとともに、機械器具等を効率的に使用するよう努めなければならない。

（冷暖房時の温度等）

第17条 事業者は、その事業の用に供する建築物において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めるとともに、その従業員が勤務中において当該温度に応じた服装を用いることに配慮するよう努めなければならない。

（環境物品等の購入等）

第18条 事業者は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2 事業者は、環境物品等の購入等の推進を図るための方針を作成するよう努めなければならない。

（廃棄物の発生の抑制等）

第19条 事業者は、その事業活動に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出を抑制するよう努めなければならない。

（事業者行動計画）

第20条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、低炭素社会づくり指針を勘案して、低炭素社会づくりに係る取組に関する計画（以下「事業者行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 事業者行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）低炭素社会づくりに係る取組に関する基本的な方針

（2）温室効果ガスの排出の量の少ない燃料への転換その他の温室効果ガスの排出の量の削減のために実施しようとする取組の内容および当該取組により達成しようとする目標

（3）省エネルギー性能が優れている製品または再生可能エネルギーを得るために用いられる製品の製造その他の事業として行う行為により他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組の内容および当該取組により達成しようとする目標

（4）前2号に掲げるもののほか、低炭素社会づくりに寄与するための取組に関する事項

（5）事業者行動計画の推進体制

（6）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項に規定する事業者は、同項の規定により事業者行動計画を策定したときは、規則で定めるところにより、当該事業者行動計画を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、第2項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、当該変更後の事業者行動計画を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第3項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、氏名または住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名または主たる事務所の所在地）に変更があった場合その他規則で定める場合に該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第3項または第4項の規定による事業者行動計画の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

（事業者行動報告書の作成等）

第21条 前条第3項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、事業者行動計画（同条第4項の規定により変更後の事業者行動計画を提出した事業者にあっては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「事業者行動報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第6項の規定は、事業者行動報告書について準用する。

（その他の事業者による事業者行動計画の策定等）

第22条 第20条第1項に規定する事業者以外の事業者は、同項から同条第3項までの規定の例により、事業者行動計画を策定し、および知事に提出することができる。

2 第20条第4項から第6項までおよび前条第1項の規定は、前項の規定により提出された事業者行動計画について準用する。

3 前条第2項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により提出された事業者行動報告書について準用する。

第4章 日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組

（エネルギー使用量の把握）

第23条 県民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。

（省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用等）

第24条 県民は、機械器具等を使用する場合には、省エネルギー性能が優れているものを使用するよう努めるとともに、機械器具等を効率的に使用するよう努めなければならない。

（冷暖房時の温度）

第25条 県民は、その住宅において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めなければならない。

（環境物品等の購入等）

第26条 県民は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

（廃棄物の発生の抑制等）

第27条 県民は、その日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならない。

（低炭素地域づくり活動計画）

第28条 知事は、民間団体が地域における低炭素社会づくりに関する活動について計画を策定し、当該計画を実施しようとする場合において、当該計画が推進計画および低炭素社会づくり指針に照らし適切なものであり、かつ、地域における低炭素社会づくりに資するものであると認めるときは、当該民間団体の申請に基づき、当該活動についての計画を低炭素地域づくり活動計画として認定することができる。

2 知事は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る低炭素地域づくり活動計画の内容を公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定による認定を受けた民間団体に対し、当該認定に係る低炭素地域づくり活動計画の達成のために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第5章 建築物およびまちづくりに係る低炭素社会づくりに関する取組

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

第29条 次に掲げる者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 建築物の新築、増築または改築をしようとする者

(2) 建築物の修繕または模様替をしようとする者

(3) 建築物への空気調和設備その他の建築設備の設置または建築物に設けた空気調和設備その他の建築設備の改修をしようとする者

(県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進)

第30条 県は、森林所有者、事業者および民間団体と連携して、県内産の木材を利用した住宅、エネルギーの使用の合理化のための措置が講じられた住宅その他の低炭素社会づくりに資する住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業に係る事業計画の立案段階における検討)

第31条 開発事業（土地の区画形質の変更および当該区画形質の変更に引き続く建築物その他の施設の整備に関する事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、当該開発事業に係る事業計画の企画立案の段階において、当該開発事業の完了により設置される施設における再生可能エネルギーの利用、利用者、従業員等の自動車等の使用の抑制その他の低炭素社会づくりに寄与するための取組の実施を検討するよう努めなければならない。

(歩いて暮らせるまちづくりへの配慮)

第32条 県は、土地利用の調整、都市計画の策定、交通体系の整備その他のまちづくりに関する施策の企画立案、実施等に当たっては、歩いて暮らせるまちづくり（地域の実情に応じて、都市機能を集積させること等により、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりをいう。）が推進されるよう配慮するものとする。

第6章 自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組

(公共交通機関の利用等への転換)

第33条 県民および事業者（専ら自動車等を使用して事業を行う事業者を除く。）は、その日常

生活および事業活動において、可能な限り、自動車等の使用に代えて、公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動に努めなければならない。

(温室効果ガス排出量がより少ない自動車等の購入等)

第34条 自動車等を購入し、または使用しようとする者は、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入し、または使用するよう努めなければならない。

(自動車走行量の抑制等)

第35条 自動車等を使用し、または所有する者は、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、運行効率の向上を図ること等により当該自動車等の走行量の抑制に努めるとともに、当該自動車等の適切な運転および適正な整備に努めなければならない。

(アイドリング・ストップ)

第36条 自動車等を運転する者は、駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること（人の乗降のため停止させることを除く。）または自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者がその自動車等を離れ、当該自動車等を直ちに運転することができない状態に置くことをいう。以下同じ。）をする場合には、当該自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならない。ただし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に掲げる自動車に現に緊急用務に使用している場合その他アイドリング・ストップを行わないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(駐車場設置事業者等のアイドリング・ストップに係る措置等)

第37条 駐車または自動車等の保管のための施設を設置し、または管理する事業者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合（前条ただし書に規定する場合を除く。次項において同じ。）にはアイドリング・ストップを行うべきことを求めるよう努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する施設であって規則で定める規模以上のものを設置し、または管理する事業者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合にはアイドリング・ストップを行うべきことについて周知させる措置を講じなければならない。

(1) 駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場および同条第2号に規定する路外駐車場をいう。）

(2) 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める施設

(自動車管理計画)

第38条 県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって規則で定めるものを規則で定める台数

以上使用する事業者は、規則で定めるところにより、低炭素社会づくり指針を勘案して、当該自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための計画（以下「自動車管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 自動車管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本的な方針
- (2) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の内容
- (3) 自動車管理計画の推進体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第20条第3項から第6項までの規定は、自動車管理計画について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項各号」とあるのは、「第38条第2項各号」と読み替えるものとする。（自動車管理報告書の作成等）

第39条 前条第3項において準用する第20条第3項の規定により自動車管理計画を提出した事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、自動車管理計画（前条第3項において準用する第20条第4項の規定により変更後の自動車管理計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「自動車管理報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 第20条第6項の規定は、自動車管理報告書について準用する。

（その他の事業者による自動車管理計画の策定等）

第40条 第38条第1項に規定する事業者以外の事業者は、同項および同条第2項ならびに同条第3項において準用する第20条第3項の規定の例により、自動車管理計画を策定し、および知事に提出することができる。

2 第38条第3項および前条第1項の規定は、前項の規定により提出された自動車管理計画について準用する。この場合において、第38条第3項中「第20条第3項」とあるのは、「第20条第4項」と読み替えるものとする。

3 前条第2項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により提出された自動車管理報告書について準用する。

第7章 森林の保全および整備等

第41条 県民、森林所有者、事業者および民間団体（次項において「県民等」という。）は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携して、森林の適切な保全および整備ならびに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならない。

2 県は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する県民等の理解を深めるため情報の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、県民等と連携して、間伐その他の森林の保全および整備に必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、県内の公共建築物における県内産の木材の利用の推進その他の県内産の森林資源の利

用の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第8章 農業および水産業に係る低炭素社会づくりに関する取組

(温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動)

第42条 農業または水産業を営む者は、省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動を行うよう努めなければならない。

2 県は、温室効果ガスの排出の量がより少ない農業および水産業ならびに地球温暖化に適応した農業および水産業の育成および振興に努めるものとする。

(地産地消)

第43条 県民および事業者は、農畜水産物の輸送に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、地産地消（県内において生産され、または採取された農畜水産物を県内において消費することをいう。次項において同じ。）を積極的に行うよう努めなければならない。

2 県は、地産地消を推進するため、生産の振興、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9章 雑則

(顕彰)

第44条 県は、低炭素社会づくりに関する特に優れた取組を行った県民、事業者および民間団体の顕彰を行うものとする。

(指導および助言)

第45条 知事は、県民、事業者および民間団体が低炭素社会づくりに関する取組を行う場合において、必要な指導および助言をすることができる。

(報告徴収および立入調査)

第46条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる事業者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、これらの事業者の事務所もしくは事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは書類その他の物件を調査させることができる。

(1) 第20条第1項に規定する事業者

(2) 第22条第1項の規定により事業者行動計画を提出した事業者

(3) 第37条第2項に規定する措置を講ずべき事業者

(4) 第38条第1項に規定する事業者

(5) 第40条第1項の規定により自動車管理計画を提出した事業者

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第47条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第20条第3項（第38条第3項において準用する場合を含む。）もしくは第4項（第22条第2項および第38条第3項（第40条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による事業者行動計画等の提出をせず、または虚偽の事業者行動計画等の提出をした事業者
- (2) 第21条第1項（第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業者行動報告書の提出をせず、または虚偽の事業者行動報告書の提出をした事業者
- (3) 第22条第1項の規定による事業者行動計画の提出をした事業者であって、虚偽の事業者行動計画の提出をしたもの
- (4) 第37条第2項の規定に違反している事業者
- (5) 第39条第1項（第40条第2項において準用する場合を含む。）の規定による自動車管理報告書の提出をせず、または虚偽の自動車管理報告書の提出をした事業者
- (6) 第40条第1項の規定による自動車管理計画の提出をした事業者であって、虚偽の自動車管理計画の提出をしたもの
- (7) 前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第48条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第20条から第22条まで、第28条、第38条から第40条まで、第46条第1項第1号、第2号、第4号および第5号ならびに第47条第1号から第3号まで、第5号および第6号ならびに付則第4項から第7項までの規定は、平成24年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、県民の意識、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例の一部改正)

- 3 滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例（平成12年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 地球温暖化対策の推進（第6条―第8条）」を「第2章 削除」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第6条から第8条まで 削除

第9条から第12条までを次のように改める。

第9条から第12条まで 削除

第13条第1項中「に自動車」の右に「（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第16条および第17条を次のように改める。

第16条および第17条 削除

(滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例の廃止)

- 4 滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例は、廃止する。

(滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による廃止前の滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例（以下「旧大気負荷低減条例」という。）第13条第4項の規定により知事に提出された自動車管理計画は、第38条第3項において準用する第20条第3項の規定により知事に提出された自動車管理計画とみなす。この場合においては、第38条第3項において準用する第20条第6項の規定は、適用しない。

- 6 旧大気負荷低減条例第26条第1項の規定により知事に提出された大気環境負荷低減計画（第20条第1項に規定する事業者が提出したものに限る。）は、第20条第3項の規定により知事に提出された事業者行動計画とみなす。この場合においては、同条第6項の規定は、適用しない。

- 7 付則第4項の規定の施行前にした旧大気負荷低減条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第23号

滋賀県暴力団排除条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県暴力団排除条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第6条―第11条）
- 第3章 暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置（第12条・第13条）
- 第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第14条―第16条）
- 第5章 不動産の譲渡等および建設工事の請負における措置等（第17条―第19条）
- 第6章 義務違反者に対する措置（第20条―第22条）
- 第7章 雑則（第23条）
- 第8章 罰則（第24条・第25条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が県民生活および社会経済活動に介入し、県民等に多大な悪影響を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、ならびに県の責務および県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(4) 県民等 県民および事業者をいう。

(5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設または施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活および社会経済活動に悪影響を与える存在であるという社会全体の認識の下に、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないことおよび暴力団と交際しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、県、県民等、関係機関および法第32条の2第1項の規定により滋賀県暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者その他の関係団体による相互の連携協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするものとする。

3 県民等は、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第2章 暴力団の排除に関する基本的施策等

(県の事務および事業における措置)

第6条 県は、建設工事その他の県の事務または事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(警察による保護措置)

第7条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動をしたこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認める者に対し、警察官による警戒等その者の保護のため必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第8条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、または提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、県民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相

互に連携協力しながら取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報および啓発)

第9条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、集会の開催等により広報および啓発を行うものとする。

(市町への協力)

第10条 県は、市町において暴力団の排除に関する施策が講ぜられるよう、市町に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力をするものとする。

(県の公の施設の使用の不承認等)

第11条 知事もしくは教育委員会または地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、県が設置した公の施設の使用の申請があった場合または当該公の施設の使用の承認をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の承認または承認の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用の申請について承認をせず、または当該使用の承認を取り消すことができる。この場合において、当該不承認または承認の取消しの処分は、当該公の施設の使用の承認または承認の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

第3章 暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置

(暴力団事務所の開設および運営の禁止)

第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、または運営してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）および同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設および同法第12条第1項に規定する児童相談所
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館および同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (7) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (8) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院および同法第16条に規定する少年鑑別所
- (9) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (10) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の青少年への悪影響を防止するためその周辺において暴力団事務所の開設および運営を禁止する必要がある施設として公安委員会規則で定めるも

の

- 2 前項の規定は、暴力団事務所でその開設後に同項各号に掲げる施設のいずれかが設置され、または設置されることが決定したことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、同項各号に掲げる施設のいずれかが設置され、または設置されることが決定した後、に他の暴力団のものとして開設され、または運営された場合は、この限りでない。

(青少年に対する教育等のための措置)

第13条 県は、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部および高等部に限る。）および高等専門学校ならびに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）において、その生徒または学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対して指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、県は、青少年の育成に携わる者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援をするものとする。

第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

(事業者からの利益の供与の禁止)

第14条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等または暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動または運営に協力する目的で、暴力団員等または暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等または暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務の履行または情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(契約時における措置)

第15条 事業者は、その行う事業に関し書面による契約を締結しようとする場合において、当該契約の締結が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認めるときは、当該契約を締結しようとする相手方が暴力団員でないことを確認するよう努めなければならない。

2 事業者は、その行う事業に関し書面による契約を締結するに際しては、当該契約の内容として、契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。ただし、法令上の義務の履行として契約を締結する場合は、この限りでない。

3 事業者は、前項本文の規定により契約の解除について定めた場合において、当該契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めなければならない。

(暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止)

第16条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第14条第1項もしくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、または事業者が当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等の指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第14条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、または事業者が当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等の指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第5章 不動産の譲渡等および建設工事の請負における措置等

(不動産の譲渡等をする者が講ずる措置)

第17条 何人も、自己が譲渡または貸付け(地上権の設定を含む。)(以下「譲渡等」という。)をしようとする不動産(県内に所在するものに限る。以下同じ。)が暴力団事務所またはその敷地(以下「暴力団事務所等」という。)の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

2 不動産の譲渡等をする者は、当該譲渡等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約を締結しようとする相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所等の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

3 不動産の譲渡等をする者は、当該譲渡等に係る契約を締結するに際しては、当該契約の内容として、次に掲げる事項を書面により定めるよう努めなければならない。

(1) 当該不動産を暴力団事務所等の用に供してはならない旨

(2) 当該不動産が暴力団事務所等の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、または当該不動産の買戻しをすることができる旨

4 不動産の譲渡等をした者は、前項第2号に掲げる事項を当該譲渡等に係る契約に定めた場合において、当該不動産が暴力団事務所等の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、または当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者が講ずべき措置)

第18条 何人も、他人が譲渡等をする不動産が暴力団事務所等の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理または媒介をしてはならない。

2 不動産の譲渡等の代理または媒介をする者は、当該譲渡等をする者に対し、前条の

規定の遵守について助言その他の措置を講じなければならない。

(建設業者が講ずる措置)

第19条 建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第2項に規定する建設業を営む者をいう。以下同じ。)は、建設工事(同条第1項に規定する建設工事で、県内における建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(同条第3号に規定する建築設備を除く。)をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築または改修に係るものをいう。以下同じ。)に係る建築物が暴力団事務所の用に供されるものであることを知って、当該建設工事の請負に係る契約を締結してはならない。ただし、公共の危険を防止するため必要な場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 建設業者は、建設工事の請負に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約を締結しようとする相手方に対し、当該建設工事に係る建築物を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

3 建設業者は、建設工事の請負に係る契約を締結するに際しては、当該契約の内容として、次に掲げる事項を書面により定めるよう努めなければならない。

(1) 当該建設工事に係る建築物を暴力団事務所の用に供してはならない旨

(2) 当該建設工事に係る建築物が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨

4 建設業者は、前項第2号に掲げる事項を当該請負に係る契約に定めた場合において、当該建設工事に係る建築物が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めなければならない。

第6章 義務違反者に対する措置

(説明および資料の提出の要求)

第20条 公安委員会は、第14条第1項もしくは第2項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項または前条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするため必要な限度において、説明または資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第21条 公安委員会は、前条に規定する規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し必要な勧告をすることができる。

(公表)

第22条 公安委員会は、第20条の規定により説明もしくは資料の提出を求められた者が、正当な理由なく当該説明もしくは資料の提出を拒み、もしくは虚偽の説明もしくは資料の提出をしたとき、または前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第7章 雑則

(委任)

- 第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第8章 罰則

- 第24条 第12条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、または運営した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- 第25条 法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者または管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人または被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条第1項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、この条例の施行の際ある暴力団のものとして現に運営されていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設され、または運営された場合は、この限りでない。

(滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部改正)

- 3 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例（平成9年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部改正)

- 4 しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例（平成17年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

- 5 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部改正)

- 6 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部改正)

- 7 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第9条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

- 8 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例（昭和61年滋賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第7条第3号中「同項第6号」を「同項第5号」に改める。

(滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部改正)

- 9 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部改正)

- 10 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号

とする。

第7条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部改正)

- 11 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部改正)

- 12 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部改正)

- 13 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

(滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部改正)

- 14 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第3号中「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

議第24号

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例

滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「総務部」 を 「総合政策部
県民文化生活部」 総務部 に改める。

第2条中 「、県行政の総合的な企画および調整、重要施策の企画および調査ならびに」 を 「および」 に改める。

第3条第2号を削り、同条第1号中カを削り、キをカとし、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 総合政策部

- ア 県行政の総合的な企画および調整に関する事項
- イ 重要施策の企画および調査に関する事項
- ウ 消費生活その他県民生活の向上に関する事項
- エ 文化振興に関する事項
- オ 情報化に関する事項
- カ 統計に関する事項

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県基本構想審議会条例（昭和59年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。
第10条中「知事直轄組織」を「滋賀県総合政策部」に改める。
- 3 次に掲げる条例の規定中「県民文化生活部」を「総合政策部」に改める。
 - (1) 滋賀県国土利用計画審議会条例（昭和49年滋賀県条例第47号）第6条
 - (2) 滋賀県土地利用審査会条例（昭和49年滋賀県条例第48号）第5条

議第25号

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県行政機関設置条例（平成21年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（消費生活センター）

第2条 消費生活に関する事務を分掌させるため、消費生活センターを設置する。

2 消費生活センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
滋賀県消費生活センター	彦根市	県内の全域

3 滋賀県消費生活センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第1項の規定に基づく消費生活センターとする。

第17条第2項の表滋賀県長浜土木事務所の項中「（平成21年12月31日現在における伊香郡の区域を除く。）」を削り、同表滋賀県木之本土木事務所の項を削る。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第26号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,165人」を「3,137人」に改め、同項第5号中「197人」を「199人」に改め、同項第9号中「76人」を「69人」に改め、同項第9号の2中「953人」を「971人」に改め、同項第10号中「3,247人」を「3,283人」に、「694人」を「688人」に、「3,941人」を「3,971人」に改め、同号ア中「2,250人」を「2,233人」に、「456人」を「453人」に、「2,706人」を「2,686人」に改め、同号ウ中「958人」を「1,011人」に、「167人」を「166人」に、「1,125人」を「1,177人」に改め、同号エ中「68人」を「66人」に改め、同項第11号中「8,410人」を「8,425人」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第27号

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第22号から第24号までを次のように改める。

(2) 准看護師試験委員

(23) および (24) 削除

第1条第27号中「委員」の右に「および専門委員」を加え、同条第30号の2を削り、同条第34号を次のように改める。

(34) 削除

第4条第1項中「報酬」の右に「（第7条の2の規定により支給される報酬を除く。）」を加える。

第5条中「第10号」を「第9号」に、「第6号」を「同条第6号」に改める。

第7条中「第12号」を「同条第10号」に改め、「報酬」の右に「（次条の規定により支給される報酬を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 前条に規定する場合のほか、第1条第10号および第16号に掲げる特別職の職員については、会議等への出席以外の公務に従事した場合で知事が特に必要と認めるときは、別表2に定める額に当該公務の内容に応じてその遂行に要する標準的な日数として知事が定める日数を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額を、報酬として支給する。

別表2 教育委員会の項および選挙管理委員会の項中「226,000」を「199,000」に、「202,000」を「178,000」に改め、同表監査委員の項中「125,000」を「110,000」に、「265,000」を「233,000」に改め、同表人事委員会の項および公安委員会の項中「226,000」を「199,000」に、「202,000」を「178,000」に改め、同表労働委員会の項および収用委員会の項を次のように改める。

労働委員会	会	長	勤務1日につき	27,800
	委	員	同	24,700

収 用 委 員 会	会 長	同	27,800
	委員および予備委員	同	24,700

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第28号

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同日までの間において規則で定める日から施行する。

議第29号

滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県消費者行政活性化基金条例（平成21年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第30号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年 2 月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第6条を削る。

第7条中「第3条から前条まで」を「前3条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県経済振興特別区域に関する条例（平成16年滋賀県条例第1号）付則第2項の規定による失効前の同条例第6条第1項に規定する認定計画で平成23年3月31日においてその実施期間が満了していないものにおいて定められた改正前の第6条第1項に規定する実施主体に係る事業税および当該実施主体が取得した同条第2項に規定する土地等に係る県税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「認定計画において定められた実施主体」とあるのは「滋賀県経済振興特別区域に関する条例（平成16年滋賀県条例第1号）付則第2項の規定による失効前の同条例（以下「旧特区条例」という。）第6条第1項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）において定められた実施主体」と、「経済振興特別区域内において」とあるのは「当該認定計画において定められた旧特区条例第2条第1号に規定する経済振興特別区域（以下「経済振興特別区域」という。）内において」と、「滋賀県経済振興特別区域に関する条例」および「同条例」とあるのは「旧特区条例」とする。

議第31号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第28第1項中注4を注5とし、注4として次のように加える。

4 障害者が企画展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。

別表第28の2第1項中注4を注5とし、注4として次のように加える。

4 障害者が企画展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。

別表第62(2)の項の次に次のように加える。

(2)の2 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設の認定の申請に対する審査の手数料	同	33,000
(2)の3 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設の認定の更新の申請に対する審査の手数料	同	20,000

別表第62(18)の項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

(18)の2 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設の認定の申請に対する審査の手数料	同	33,000
(18)の3 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設の認定の更新の申請に対する審査の手数料	同	20,000

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第32号

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成23年 2 月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第46号）の
一部を次のように改正する。

第2条の表滋賀県名古屋観光物産情報センターの項を削る。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第33号

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号注1中「いう」の右に「。以下同じ」を加え、同号中注5を注6とし、注4を注5とし、注4として次のように加える。

4 障害者が企画展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第34号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、第30条および第37条」を「および第30条」に改める。

第37条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第37条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、県営住宅および共同施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせることができる。

- (1) 入居者の募集、入居および退去の手続に関する業務
- (2) 家賃等の収納に関する業務
- (3) 入居者への指導および連絡に関する業務
- (4) 県営住宅および共同施設の維持および修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

第40条を第43条とし、第39条を第42条とし、第38条を第41条とし、第37条の次に次の3条を加える。

（指定管理者の指定の手続）

第38条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の告示)

第39条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第40条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に管理業務を行うこと。
 - (2) 県営住宅および共同施設の維持および修繕を適切に行うこと。
- 2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。
- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 管理業務の実施に関し必要な事項
 - (3) 管理業務の事業報告に関し必要な事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅および共同施設の適正な管理に関し必要な事項

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第37条に規定する指定管理者の指定およびこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第38条、第39条および第40条第2項の規定の例により行うことができる。

議第35号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第24条の2・第25条」に、「第26条」を「第26条―第29条」に改める。

第1条中「保全」の右に「ならびに琵琶湖の良好な利用環境の確保」を加える。

第2条第2号中「生活環境」の右に「ならびに琵琶湖の利用環境」を加え、「これらの環境の保全上の」を「琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境を保全し、または琵琶湖の良好な利用環境を確保する上での」に改め、同条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 水上オートバイ 小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）第2条第2項に規定する特殊小型船舶をいう。

(7) 適合原動機搭載艇 2サイクルの原動機（規則で定める方式の2サイクルの原動機を除く。）以外の原動機を推進機関として備えるプレジャーボートのうち、主として当該原動機を用いて推進するものをいう。

第7条中「保全」の右に「ならびに琵琶湖の良好な利用環境の確保」を加える。

第12条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水産動物の増殖場および養殖場ならびにそれらに隣接し、または近接する琵琶湖の水域のうち、当該増殖場および養殖場における水産動物の生育環境を保全するため、プレジャーボートの航行により発生する波を抑制する必要があると認められる水域

第12条第1項に次の1号を加える。

(4) 多様なレジャー活動に利用されている琵琶湖の水域または多様なレジャー活動に利用されている琵琶湖岸に隣接し、もしくは近接する琵琶湖の水域のうち、プレジャーボートの航行が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止し、琵琶湖のレジャー利用に係る良好な利用環境を確保するため、レジャー活動に係る適切な利用調整を図る必要があると認められる水域

第12条第6項中「前3項」を「第4項から前項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、同条第3項中「関係市町」を「関係市」に改め、同

項を同条第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 知事は、航行規制水域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨および区域の案を公告し、その関係図書を当該公告をした日から4週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該区域の案について、知事に意見書を提出することができる。

第12条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による航行規制水域の指定は、この条例の目的を達成するため必要な限度を超えてしてはならない。

第13条中「前条第1項第2号」を「前条第1項第3号」に改め、同条第1号中「プレジャーボート」の右に「（前条第1項第2号に係る航行規制水域において水上スキー、ウェイクボードその他これらに類する行為として規則で定める行為のための用具を装着した人をえい航するプレジャーボートおよび同項第4号に係る航行規制水域において航行する水上オートバイを除く。）」を、「措置」の右に「（同項第2号に係る航行規制水域における航行にあつては、できる限り波を抑制するための措置）」を加える。

第14条の見出しを「（停止等の命令）」に改め、同条中「操船者」を「操船者および航行させた操船者」に、「当該違反行為の停止」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号および1項を加える。

(1) プレジャーボートの航行を停止させること。

(2) 航行に係るプレジャーボートを速やかに出発港その他の知事が指定する場所に移動させること。

(3) 当該違反行為のあった日に琵琶湖においてプレジャーボートを航行させることの禁止

2 前項の規定による命令については、滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）第12条の規定は、適用しない。

第15条を次のように改める。

（適合原動機搭載艇以外のプレジャーボートの使用禁止）

第15条 何人も、適合原動機搭載艇以外のプレジャーボート（主として帆その他規則で定める装置を用いて推進するものを除く。）を琵琶湖の水域に持ち込み、または琵琶湖において航行させ、もしくは停留させてはならない。

第15条の次に次の4条を加える。

（適合証の表示等）

第15条の2 何人も、適合原動機搭載艇であることを示す規則で定める標章（以下「適合証」という。）を規則で定めるところにより表示していない適合原動機搭載艇を琵琶湖の水域に持ち込み、または琵琶湖において航行させ、もしくは停留させてはならない。

2 知事は、適合原動機搭載艇の所有者（適合原動機搭載艇の売買があった場合において、売主

が当該適合原動機搭載艇の所有権を留保しているときは、買主。以下同じ。) または指定保管業者(県内においてプレジャーボートの保管を業とする者で、この条の規定による適合証の交付の請求等の手続に必要な情報の適切な管理および河川法その他関係法令の遵守その他のプレジャーボートの適正な保管ができるものとして知事が指定するものをいう。以下同じ。) で適合原動機搭載艇を保管するものからの請求に基づき、当該適合原動機搭載艇に係る適合証を交付するものとする。

3 前項の請求は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出することにより行わなければならない。

(1) 請求をしようとする者の氏名および住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

(2) 船舶番号

(3) 船舶の種類

(4) 原動機の型式

(5) その他規則で定める事項

4 第2項の規定により適合証の交付を受けた者(以下「適合証被交付者」という。)は、適合証が滅失し、損傷し、またはその識別が困難となった場合その他やむを得ない事由がある場合には、規則で定めるところにより、その再交付を知事に請求することができる。

5 適合証被交付者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 第3項第1号、第4号または第5号に掲げる事項に変更が生じたとき(同項第4号に掲げる事項の変更の場合にあっては、当該変更後のプレジャーボートが引き続き適合原動機搭載艇であるときに限る。)

(2) 適合証に係る適合原動機搭載艇の所有者がその琵琶湖における使用を廃止したとき。

(3) 適合証に係る適合原動機搭載艇が適合原動機搭載艇でなくなったとき。

6 適合証被交付者は、前項第2号または第3号に該当することとなったときは、直ちに当該適合証を除去し、または抹消しなければならない。

(地位の承継)

第15条の3 適合証被交付者から適合証に係る適合原動機搭載艇を譲り受けた者(相続、合併または分割により当該適合原動機搭載艇を承継した者を含む。)は、その適合証被交付者の地位を承継する。

2 適合証被交付者である指定保管業者がそのプレジャーボートの保管に係る事業(以下「保管事業」という。)の全部を譲渡し、または適合証被交付者である指定保管業者について相続、合併もしくは分割(その保管事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その保管事業の全部を譲り受けた者または相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人もしくは分割によりその保管事業の全部を承継した法人は、その適合証被交付者の地位を

承継する。

- 3 前項に規定する場合を除くほか、適合証に係る適合原動機搭載艇を新たに保管することとなった指定保管業者は、規則で定めるところにより知事の承認を受けて、当該適合原動機搭載艇に係る適合証被交付者の地位を承継することができる。
- 4 前2項の規定による地位の承継がある場合を除くほか、適合証被交付者である指定保管業者が適合証に係る適合原動機搭載艇の保管をしなくなったときまたは前条第2項の指定を取り消されたときは、当該適合原動機搭載艇の所有者は、その適合証被交付者の地位を承継する。
- 5 第1項、第2項または前項の規定により適合証被交付者の地位を承継した者は、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定保管業者の指定の申請等)

第15条の4 第15条の2第2項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする者の氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- (2) プレジャーボートの保管に係る施設の名称および所在地
- (3) プレジャーボートの保管の方法
- (4) その他規則で定める事項

- 2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときおよび同項の指定を取り消したときも、同様とする。
- 3 指定保管業者は、第1項各号に掲げる事項（規則で定める事項を除く。）に変更があったときおよび保管事業を廃止したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前条第2項および第5項の規定は、指定保管業者がその保管事業の全部を譲渡し、または指定保管業者について相続、合併もしくは分割（その保管事業の全部を承継させるものに限る。）があった場合における指定保管業者の地位の承継について準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定保管業者の指定に関し必要な事項は、規則で定める。

(適合証の不正使用等の禁止)

第15条の5 適合証は、当該適合原動機搭載艇以外のプレジャーボートに使用してはならない。

- 2 何人も、行使の目的をもって、適合証と紛らわしい外観を有する物を製造し、または使用してはならない。

第17条第2項中「騒音」を「騒音等」に改める。

第17条の2中「前3条」を「前2条」に改める。

第19条の2第2項第2号中「保全」の右に「ならびに琵琶湖の良好な利用環境の確保」を加え、同条第4項中「市町」を「市」に改める。

第23条第2項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

第7章中第25条の前に次の1条を加える。

(報告および立入調査)

第24条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、プレジャーボートの所有者、プレジャーボートの保管または揚げ降ろしを行う者その他の関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に、これらの者の施設その他のプレジャーボートが所在すると認められる場所に立ち入り、プレジャーボート、船舶検査証書、小型船舶操縦免許証その他の操船者の本人確認ができる書類その他必要な物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第26条の見出しを削り、同条中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 偽りその他不正の手段により第15条の2第2項の規定による適合証の交付(同条第4項の規定による請求に基づく再交付を含む。)を受けた者

(2) 第15条の5第1項の規定に違反した者

第8章に次の3条を加える。

第27条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第15条の規定に違反した者

(2) 第15条の5第2項の規定に違反した者

(3) 第24条の2第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 第15条の2第1項の規定に違反した者

(2) 偽りその他不正の手段により第15条の2第2項の指定を受けた者

(3) 第15条の2第5項、第15条の3第5項(第15条の4第4項において準用する場合を含む。)または第15条の4第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(4) 第15条の2第6項の規定に違反した者

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第15条の次に4条を加える改正規定（第15条の2第1項および第15条の5に係る部分を除く。） 平成23年10月1日

(2) 第15条の次に4条を加える改正規定（第15条の2第1項に係る部分に限る。）、第17条の2の改正規定、第8章に3条を加える改正規定（第28条第1号に係る部分に限る。）ならびに付則第3項および第4項の規定 平成24年10月1日
(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成24年9月30日までの間における滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第17条の2の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「第15条または前2条」とする。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

3 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第16号を次のように改める。

(16) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）第15条の2第2項の規定に基づく適合証の交付（同条第4項の規定に基づく請求に係る再交付を含む。）の手数料

1 隻につき

1,000 円

(滋賀県収入証紙条例の一部改正)

4 滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表第1号中「第12号」の右に「、第16号」を加える。

議第36号

滋賀県自転車競技条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県自転車競技条例を廃止する条例

滋賀県自転車競技条例（昭和25年滋賀県条例第25号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県職員の特種勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「自転車競走または」を削る。

- 3 滋賀県公営競技事業特別会計条例（昭和39年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、競輪事業費」を削る。

議第37号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,706人」を「4,740人」に、「2,640人」を「2,697人」に改め、同表養護教員の項中「252人」を「250人」に、「100人」を「101人」に改め、同表事務職員の項中「253人」を「255人」に、「115人」を「118人」に改め、同表計の項中「5,275人」を「5,309人」に、「2,866人」を「2,927人」に改め、同表合計の項中「8,141人」を「8,236人」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第38号

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表注1中「いう」の右に「。以下同じ」を加え、同表中注4を注5とし、注4として次のように加える。

4 障害者が特別展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第39号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官の項中「1,270人」を「1,272人」に、「665人」を「666人」に、「2,224人」を「2,227人」に改め、同表警察官以外の警察職員の項中「295人」を「296人」に改め、同表合計の項中「2,519人」を「2,523人」に改め、同条第2項中「2,224人」を「2,227人」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第40号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求めることについて

平成20年7月16日議決を得た琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター建設工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	2, 5 2 3, 0 0 0, 0 0 0 円
変 更 減 額	5 6, 7 0 0, 0 0 0 円
変更後の契約額	2, 4 6 6, 3 0 0, 0 0 0 円

(参 考)

契約の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
理事長 曾小川 久 貴

議第41号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求めることについて

平成21年3月25日議決を得た国道365号補助道路改築工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	3, 6 6 1, 1 7 4, 6 5 0 円
変 更 増 額	1 0 8, 7 7 4, 7 5 0 円
変更後の契約額	3, 7 6 9, 9 4 9, 4 0 0 円

（参 考）

契約の相手方 大阪市中央区南船場一丁目14番10号
大成・浅沼・三東建設工事共同企業体
代表者 大成建設株式会社関西支店
専務役員支店長 久 保 博 司

議第42号

財産の出資につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年 2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の出資につき議決を求めることについて

次のように財産を出資することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および評価額

- | | |
|----------|----------------------|
| 1 財産の種類 | 土地および建物 |
| 2 出資面積 | 土地 108,319.28平方メートル |
| | 建物 延床面積 95.76 平方メートル |
| 3 財産の評価額 | 1,351,100,000 円 |
| 4 出資の目的 | 食肉流通機構整備等事業用地等 |

(参 考)

財産の所在地	滋賀県近江八幡市長光寺町
出資の相手方	滋賀県近江八幡市長光寺町1089番地 4
	財団法人滋賀食肉公社
	理事長 田 口 宇一郎

議第42号 財産の出資につき議決を求めることについて

議第43号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年 2 月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金の償還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

2 貸 付 種 別 事業継続資金

3 金 額 1,019,701 円

議第44号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県病院事業の診療、検査等に関する費用に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	納入義務者	金 額	参 考
1		円 3,428,320	平成18年度から平成22年度までの 診療、検査等に関する費用
2		650,390	平成16年度の診療、検査等に関する 費用
3		750,825	平成19年度から平成20年度までの 診療、検査等に関する費用

議第45号

琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2第1項の規定により県の行う琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について、平成23年4月1日から関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、同法第31条の2第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 関係市町

大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町

2 負担すべき金額

一般排水

関係市町の当該排水汚水量に1立方メートル当たり47.2円を乗じて得た額

特定排水

関係市町の当該排水汚水量に1立方メートル当たり51.6円を乗じて得た額

議第46号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 滋賀県立栗東体育館 |
| 2 指定管理者 | 滋賀県大津市御陵町4番1号
財団法人滋賀県体育協会
会長 國 松 善 次 |
| 3 指定の期間 | 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで |

議第47号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立虎御前山教育キャンプ場
- 2 指定管理者 滋賀県長浜市高田町12番34号
長浜市
市長 藤 井 勇 治
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

議第48号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立比良山岳センター
- 2 指定管理者 滋賀県大津市木戸130番地の3
志賀商工会
会長 澤 井 達
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

議第49号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立ライフル射撃場
- 2 指 定 管 理 者 滋賀県高島市安曇川町青柳 855 番地 6
特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会
会長 志 村 市 郎
- 3 指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第50号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年 2 月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 滋賀県立伊吹運動場 |
| 2 指 定 管 理 者 | 滋賀県米原市春照77番地の 2
財団法人伊吹山麓青少年育成事業団
理事長 稲 村 邦 夫 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで |

議第51号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
- 2 指定管理者 滋賀県大津市御陵町4番1号
SSグループ
代表者 財団法人滋賀県体育協会
会長 國 松 善 次
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第52号

包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて

包括外部監査契約を次のとおり締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成23年4月1日 |
| 3 契約金額 | 11,700,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所
氏名 遠藤 尚 秀
資格 公認会計士 |

議第52号
包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて

議第53号

滋賀県基本構想の策定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県基本構想の策定につき議決を求めることについて

滋賀県基本構想を別冊滋賀県基本構想のとおり策定することにつき、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成17年滋賀県条例第37号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

議第54号

滋賀県産業振興戦略プランの策定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年 2 月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県産業振興戦略プランの策定につき議決を求めることについて

滋賀県産業振興戦略プランを別冊滋賀県産業振興戦略プランのとおり策定することにつき、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成17年滋賀県条例第37号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

議第55号

しがの農業・水産業新戦略プランの策定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

しがの農業・水産業新戦略プランの策定につき議決を求めることについて

しがの農業・水産業新戦略プランを別冊しがの農業・水産業新戦略プランのとおり策定することにつき、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成17年滋賀県条例第37号）第3条の規定に基づき、議決を求める。